飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)登録実施要領

1 趣旨

この要領は、トラック運送事業における飲酒運転を根絶するとともに、飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない」という県民意識の高揚を図り、もって飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、公益社団法人広島県トラック協会(以下、「広ト協」という。)が広島県警察と連携して実施する、飲酒運転根絶宣言事業所及び同ゴールドの登録に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間 但し、延長もあり得る。

3 登録の対象

広ト協会員事業所であること。

4 登録の基準

(1) 飲酒運転根絶宣言事業所(以下、「宣言事業所」という。) 宣言事業所は、次の事項を宣言し、飲酒運転の根絶に取り組むものとする。 ア 飲酒運転は「絶対しない!させない!許さない!」

イ 事業所から飲酒運転を決して出さない。

(2) 飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド(以下、「ゴールド事業所」という。) ゴールド事業所は、次に掲げる要件を満たし、飲酒運転の根絶のための模範 的な活動を行うものとする。

ア 宣言事業所として登録された日から2年間、飲酒運転や飲酒運転による事 故の発生が無いこと。

イ 飲酒運転根絶のための取組を3項目以上実施していること。

5 登録手続き

(1) 登録申込

ア 宣言事業所

宣言事業所の登録申し込みをしようとする事業所は、「飲酒運転根絶宣言書」(別記様式1)に事業所名及び代表者名を記名のうえ押印し、「飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)登録申請書」(別記様式2。以下、「登録申請書」という。)に添えて広ト協宛て申し込むこと。

イ ゴールド事業所

ゴールド事業所の登録申し込みをしようとする事業所は、宣言事業所の登録をした日から2年間、従業員に飲酒運転や飲酒運転による事故が無かったことを確認のうえ、次に掲げる飲酒運転根絶のための取組のうち、今後も継

続して実施する取組又はこれから行おうとする取組を、3項目以上実施することととした「飲酒運転根絶アクションプラン」(別記様式3。以下、「アクションプラン」という。)を登録申請書に添えて広ト協宛て申し込むこと。ただし、(キ)の取組が複数ある場合は、各々の取組を1項目とする。

- (ア) 飲酒運転根絶のための管理体制の整備
- (イ) 飲酒運転根絶のための広報啓発活動
- (ウ) 飲酒運転根絶のための社内研修等の実施
- (エ) 業務上の飲酒運転を根絶するための取組
- (オ) 地域に対する交通安全のための取組
- (カ) 「トライ・ザ・セーフティ in ひろしま」への参加
- (キ) その他の効果的な取組

(2) 登録の実施

ア 広ト協は、前(1)の規定による登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる事項を宣言事業所にあっては「飲酒運転根絶宣言事業所登録台帳」(別記様式4。以下、「宣言事業所台帳」という。)に、ゴールド事業所にあっては「飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド登録台帳」(別記様式5。以下、「ゴールド事業所台帳」という。)にそれぞれ登録するものとする。

- ① 登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 所属支部・分会
- ④ 事業所名
- ⑤ ホームページアドレス
- ⑥ アクションプラン(ゴールド事業所のみ)
- イ 登録が完了した事業所に対し、広島県警察及び広ト協の連名による登録種別ごとの飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)登録証(別添1のとおり。以下、「登録証」という。)及び宣言事業所等であることを示す各プレート(別添2のとおり。以下、「プレート」という。)を作成し、交付するものとする。
- ウ 各台帳の前記アの第1号から第4号までを広ト協ホームページに搭載する。

また、ゴールド事業所については、前記に併せて第5号及び第6号を広ト協ホームページに掲載する。なお、各事業所のホームページから当該サイトへリンクさせることも可能とする。

エ 各登録台帳は随時更新し、広島県警察に提出するものとする。

6 登録証等の掲出

宣言事業所及びゴールド事業所は、前5(2)イの登録証及びプレートを、事業 所の来訪者から見えやすい場所に掲示するものとする。

7 登録の取消等

- (1) 登録後、従業員が飲酒運転又は飲酒運転による事故を起こしたことが判明した場合は、登録を取り消し、台帳から抹消する。
- (2) 登録を取り消された事業所にあっては、登録証及びプレートの掲出を取り止めるものとする。

8 取組支援

広ト協は、宣言事業所等が飲酒運転根絶のために必要な取組を効果的に行うことができるよう、広島県警察と連携して、飲酒運転事故の発生状況や飲酒運転根絶のための情報提供及び講師派遣をするほか、啓発資機材の貸し出し等を行うものとする。

9 事務

- (1) 登録手続き及びその他の事務手続きは、広ト協企画事業部が所掌するものとする。
- (2) 広島県警察の連携窓口は、交通部交通企画課とする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

飲酒運転根絕宣言書

私たちは、悪質な犯罪である飲酒 運転を根絶するため、次のとおり宣 言します。

- 一 飲酒運転を「絶対しない! させない!許さない!」
- 一 事業所から飲酒運転を決して 出さない。

令和 年 月 日

広島県警察本部交通部長 様 (公社)広島県トラック協会長 様

事業所名

役 職

氏 名

(EII)

公益社団法人広島県トラック協会 会長 様

飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)登録申請書

飲酒運転根絶のため、飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)への登録を申請 します。

登 録 種 別	□ 飲酒運転根絶宣言事業所 □ 飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド
所属支部・分会	支 部 分 会
事 業 所 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
E-Mail アト゛レス	(連絡用)
飲酒運転根絶宣言書(*1)	□ 別添のとおり
ホームへ。ーシ゛アト゛レス	
(*2)	
飲酒運転根絶 アクションプラン(*2)	□ 別添のとおり

- *1 「飲酒運転根絶宣言事業所」の申請の場合のみ記入してください。
- *2 「飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド」の申請の場合のみ記入してください。

【確認事項】

登録後、(公社)広島県トラック協会ホームページ(以下、「協会 HP」という。)に「事業所名」等の一覧を掲載します。また、飲酒運転根絶宣言事業所ゴールドについては、上記のほか「ホームページアドレス」「飲酒運転根絶アクションプラン」を協会 HP に掲載するとともに、御社にホームページがある場合は、当該サイトへのリンクも可能とします。

掲載等を希望しない場合は、下記にチェックしてください。

□ 広ト協 HP への掲載等を希望しません。

飲酒運転根絶アクションプラン

事業所名 代表者名

当事業所は、飲酒運転を根絶するため、次の項目に取り組みます。

	The second secon
ア	飲酒運転根絶のための管理体制の整備
イ	飲酒運転根絶のための広報啓発活動
ウ	飲酒運転根絶のための社内研修等の実施
工	業務上の飲酒運転を根絶するための取組
オ	地域に対する交通安全のための取組
カ	「トライ・ザ・セーフティ in ひろしま」への参加
キ	その他の効果的な取組
 •	

※ 上記項目のうちから3項目以上の取組を行うこととし、該当の項目の□を チェックするとともに、具体的な取組内容を記載してください。

なお、キの取組が複数ある場合は、各々の取組を1項目とします。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜行やページを追加してください。

【取組事例】

- ア 飲酒運転根絶のための管理体制の整備
 - 従業員の飲酒運転が発覚した場合の処分規定の設置
 - 飲酒運転の根絶を進めるためのプロジェクトの立ち上げ
 - 歓送迎会や忘年会等飲酒を伴う会合における徒歩又は公共交通機関に よる参加制度の制定
- イ 飲酒運転根絶のための広報啓発活動
 - 従業員に対し啓発チラシによる飲酒運転根絶を呼び掛け
 - 運行車両に飲酒運転根絶のステッカーの貼り付け
 - 啓発ポスターや幟を事業所に掲出による意識の高揚
 - 朝礼や点呼における従業員への飲酒運転の根絶の呼び掛け
 - 社内広報紙に飲酒運転の危険性・悪質性に関する記事の掲載
 - 歓送迎会や忘年会等、お酒の席の冒頭における飲酒運転根絶の呼び掛 け
- ウ 飲酒運転根絶のための社内研修等の実施
 - 従業員を対象とした飲酒運転の危険性や悪質性に関する研修会の開催
 - 地元警察署や飲酒運転事故被害者等の講師を招聘して、飲酒運転の根 絶に関する講習会の開催
 - 飲酒運転根絶を啓発するビデオの視聴会や飲酒体験ゴーグル等の資機 材を活用した研修会の開催
- エ 業務上の飲酒運転を根絶するための取組
 - 運行前後はもちろんのこと、休憩後の運行前における飲酒検知の確実 な実施
 - 従業員の日頃の飲酒傾向を把握し、お酒の飲み方のアドバイスの実施
 - 従業員全員から飲酒運転は絶対しない旨の誓約書の提出
 - アルコール症スクリーニングテスト等を実施し、アルコール依存症の 疑いのある者に対する、治療やカウンセリングの受診奨励
- オ 地域に対する交通安全のための取組
 - 各季の運動の際における地元警察署等と連携してのキャンペーンや行 事への参加
 - 一般の方も参加できる事業所の行事における交通安全・飲酒運転の根 絶の呼び掛け
- カ 「トライ・ザ・セーフティ in ひろしま」への参加
 - 7月4日から11月30日までの間、チームで無事故無違反を目指す 取組への参加
- キ その他の効果的な取組
 - 従業員の家族に対する、啓発チラシや社長の書簡の送付による飲酒運 転の根絶に関する協力依頼
 - 従業員や家族を含めた飲酒に関する相談窓口の設置

飲酒運転根絶宣言事業所登録台帳

	登録番号			三百事未// 豆琢口版 _{事要配名}
区分	支部名	番号	登 録 年月日	事業所名
セ		1		
セ		2		
セ		3		
セ		4		
セ		5		
セ		6		
セ		7		
セ		8		
セ		9		
セ		10		
セ		11		
セ		12		
セ		13		
セ		14		
セ		15		
セ		16		
セ		17		
セ		18		
セ		19		
セ		20		
セ		21		
セ		22		
セ		23		
セ		24		
セ		25		
セ		26		
セ		27		
セ		28		
セ		29		
セ		30		
セ		31		
セ		32		
セ		33		
セ		34		
セ		35	,	
セ		36		
セ		37	"	
セ		38		
セ		39		
セ		40		
セ		41		
セ		42		
セ		43		
セ		44		
セ		45		
セ		46		
セ		47		
セ		48		
セ		49		
セ		50		

飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド登録台帳

	DV: NO			似化旦百事	ガュールト登録								
登録番号		登 録	事業所名	ホームヘ゜ーシ゛アト゛レス	飲酒運転根絶アクションプラン*1								
区分	支部名	番号	年月日	テネバリ	11 - 1 / 1 / 1 / 1	ア	1	ゥ	エ	オ	カ	+	
Π̈́		1											
Ϊ		2											
Ϊ		3											
ゴ		4											
ゴ		5											
Ϊ́		6											
ゴ		7											
Ĭ		8											
 _j		9											
 		10											
 		11											
 		12				<u> </u>							
		13											
Ϊ		14											
ΪΠ		15											
Ĭ		16											
Ϊ		17											
Π		18											
Ϊ		19											
Ϊ		20											
Ϊ		21											
Ϊ́		22											
Ϊ		23											
Ϊ́		24											
Τ̈́		25											
٦̈́		26											
ゴ		27											
ゴ		28											
ゴ		29											
ゴ		30											
Ĭ		31											
 		32											
<u></u>		33											
		34				 							
		35											
 		36											
<u>-</u> Т		37				 							
		38				_							
וֹ חֹ		39				_							
Ĭ		40				_							
Ţ		41				_							
ı		42				<u> </u>							
Ϊ		43				<u> </u>							
Ϊ		44											
Ϊ́		45											
Ϊ		46											
Ϊ		47											
ゴ		48											
Т		49											
ゴ		50											
	会がままま		<u>``.¬`.¬°=`.</u>	ルーキってけ 宝佐		<u>-</u> °=	->	\ 夕 T	5 D	ωГн	ロタロカ	έh ι	

^{*1 「}飲酒運転根絶アクションプラン」にあっては、実施要領4(1)イにより申請したプランの各項目の「取組数」 を記載すること。





飲酒運転根絶宣言事業所登録証



所在地

事業所名

貴事業所は、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言を実践する 「飲酒運転根絶宣言事業所」であることを証します。

宣言

- 一 飲酒運転は「絶対しない! させない! 許さない!」
- 一 事業所から飲酒運転を決して出さない

令和 年 月 日

広島県警察本部交通部長



公益社団法人 広島県トラック協会 会長 小丸 成洋







登録番号

飲酒運転根絶宣言事業所 ゴールド登録証

所在地

事業所名

貴事業所は、次の宣言を実践するとともに 飲酒運転根絶のための模範的な取組を行う 「飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド」であることを証します。

宣言

- 一 飲酒運転は「絶対しない!させない!許さない!」
- 一 事業所から飲酒運転を決して出さない

令和 年 月 日

広島県警察本部交通部長



公益社団法人 広島県トラック協会 会長 小丸 成洋

飲酒運転根絶 宣事業所

広島県警察

飲酒運転根絶 宣言事業所

ゴールド

広島県警察(公社)広島県トラック協会